

令和3年5月11日

事業者のみなさまへ

摂津市商工会

緊急事態宣言に基づく事業者のみなさまへの依頼

大阪府内では、感染者は高止まりし、医療提供体制のひっ迫が続いており、今後も厳しい状況が見込まれます。事業者のみなさまへ、政府・大阪府から在宅勤務の促進などについて改めて以下をはじめとする周知依頼がございました。

事業者のみなさまのご理解、ご協力をお願い致します。

- 在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと  
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力的に推進すること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

詳しい情報につきましては下記よりご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策（政府）

<https://corona.go.jp/>

感染拡大防止に向けた取組み（大阪府）

（府民の皆様へのお願い、イベントの開催、施設について等）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html>

以上